

公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する業務委託及び物品調達のうち、高度な知識や創造性、応用力が要求される業務等の契約にあたり、意欲及び技術的能力等を勘案し、最適な候補者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を試行するための必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 プロポーザル方式の試行の対象となる業務等（以下「当該業務等」という。）は、次に該当するもののうちから、当該業務等の決裁権者（以下「決裁権者」という。）が指定するものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務等
- (2) 公社において発注仕様を定めることが困難など、標準的な業務等の実施手続が定められていないもの
- (3) その他、プロポーザル方式で執行することが適当であると考えられる業務等

(技術提案書の提出者に要求される資格)

第3条 技術提案書の提出者に要求される資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県の物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に定める資格のある者であること。
- (2) 埼玉県競争入札資格者名簿（以下「参加資格」という。）に登録されている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ② 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号）186条において準用する同規程第168条の規定により埼玉県下水道局の随意契約に参加させないこととされた者
- (4) 第6条の公示を行った日以降に埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 第6条の公示を行った日以降に埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(技術評価選定委員会)

第4条 決裁権者は、技術評価選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、選定委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 第5条の資格要件、第8条の一次選定評価基準及び第11条の二次選定評価基準の決定に関すること。
- (2) 第8条の一次選定において、ヒアリングを依頼する者の選定に関すること。
- (3) 第10条のヒアリングに関すること。
- (4) 第11条の二次選定において、技術的に最適と考えられる者の特定案に関すること。

2 技術評価選定委員会委員長（以下「委員長」という。）は、必要があると認められるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

（技術提案書の提出）

第5条 決裁権者は、参加資格者にプロポーザルの提出を依頼するため、第6条の公示において、本手続きへの参加を表明する書類（以下「技術提案書」（様式1号）という。）の提出を求めるものとする。

2 技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して15日とするものとする。

ただし、技術提案書の作成にあたり、閲覧図書がある場合の技術提案書の提出期限は、原則として、第6条の公示を開始した日の翌日から起算して20日とするものとする。

3 決裁権者は、技術提案書の提出者及び提出された技術提案書の内容が、資格要件を満たさない場合は、技術提案書を受理しないものとする。

（手続開始の公示）

第6条 決裁権者は、技術提案書の提出を求めるにあたり、公社ホームページにおいて次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 業務の概要（物品の概要）
 - ① 委託業務名（物品名称）
 - ② 委託箇所（物品納入場所）
 - ③ 委託業務内容（物品内容）
 - ④ 履行期間（納入期間）
 - ⑤ 委託予定額（購入予定額）
- (2) 資格要件
- (3) 一次選考及び二次選考の評価基準
- (4) 技術提案を求める具体的なテーマ
- (5) 窓口・問い合わせ先
- (6) 手続き
 - ① 説明書の交付期間、交付場所及びその方法
 - ② 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法
 - ③ 閲覧図書がある場合は、その閲覧図書一覧、閲覧場所及びその方法

(7) 技術提案書提出後の予定

- ① 一次選定の有無
- ② ヒアリング予定日

(8) その他決裁権者が必要と認める事項

2 決裁権者は、前項の公示において、第8条の一次選考を行わない旨を明記した場合は、第8条及び第9条の手続きを省略することができるものとし、技術提案書を提出した者のうち資格要件を満たすすべての者に、ヒアリングの依頼を様式4号により行うものとする。

(説明書の交付)

第7条 決裁権者は、第6条の公示後速やかに、本条第2項に掲げる事項を記載した説明書(様式2号)の交付を開始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

2 説明書には、第6条第1項に掲げる事項(「説明書の交付期間、場所及び方法」を除く。)及び次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務の概要(物品の概要)

- ① 業務目的(購入目的)
- ② 業務実施上の条件(物品の納入条件)
- ③ 成果品
- ④ その他技術的な留意事項等

(2) 技術提案提出後の予定

- ① 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
- ② 二次選定結果通知方法

(3) 説明書に対する質問の受付期間、受付場所、受付方法及びその回答方法

(4) その他

- ① 契約書作成の要否
- ② 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- ③ その他決裁権者が必要と認める事項

3 第6条第1項第4号の技術提案を求める具体的なテーマは、提案者の負担を軽減するため、当該業務等の遂行に当たってポイントとなる特定分野に絞るなどの配慮を行い、原則として1テーマA4判用紙1枚とするが、必要に応じ参考資料を添付すること。

4 第2項に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができないこと。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とすること。
- (3) 提出された技術提案書は返却しないこと。
- (4) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しないこと。

- (5) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することは出来ないこと。
- (6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがあること。

(一次選定)

- 第8条 選定委員会は、一次選定評価基準に基づき、技術提案書を提出した者の審査を行い、この中からヒアリングを依頼する者を選定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の報告を受け、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼を様式3号により行うものとする。

(一次選定における非選定理由の説明)

- 第9条 決裁権者は、技術提案書を提出した者のうち、一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を様式5号により通知するものとする。
- 2 前項の通知は、第8条第2項の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した資格要件及び一次選定の評価基準の各項目のいずれかの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
 - 3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（埼玉県条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、決裁権者に対して非選定理由についての説明を様式6号により求めることができるものとする。
 - 4 決裁権者は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式7号により回答するものとする。

(ヒアリング)

- 第10条 選定委員会は、第8条の一次選定において選定された者にヒアリングを実施するものとする。
- 2 選定委員会の委員長、副委員長及び委員は、第8条に一次選定において選定された者へのヒアリングにおいて、二次選定評価基準に基づき、技術的な最適案を特定するための評価を行うものとする。

(二次選定)

- 第11条 選定委員会は、二次選定評価基準に基づき、一次選定において選定された者の中から当該業務について技術的な最適案を特定し、委員長は、決裁権者に報告するものとする。
- 2 決裁権者は、前項の報告を受け、当該業務について技術的に最適な者を特定する

ものとする。

- 3 決裁権者は、第1項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を様式8号により行うものとする。

(二次選定における非選定理由の説明)

第12条 決裁権者は、一次選定において選定された者のうち、最適な案として特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を様式9号により通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第11条第3項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第6条の公示及び第7条の説明書において明示した二次選定の評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- 3 第1項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、決裁権者に対して非特定理由についての説明を様式10号により求めることができるものとする。
- 4 決裁権者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、様式11号により回答するものとする。

(実施上の留意事項)

第13条 技術提案書を提出する参加資格者が、他の企業等の協力を得て、または学識経験者の援助を受けて業務等を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

(特記仕様書の作成及び予定価格の設定)

第14条 決裁権者は、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に当っては、第10条により特定された候補者の技術提案書の内容を尊重するものとする。

- 2 前項において、必要がある場合には、技術提案書について、当該候補者と意見交換を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映させるものとする。

(提案資格の喪失等)

第15条 決裁権者は、第11条第3項の通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された技術提案書は無効とすることができる。

- (1) 第6条及び第7条の資格要件を満たさないこととなったとき。
 - (2) 技術提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- 2 決裁権者は、前項の場合において、第11条第3項に通知を受けた者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して書面により通知するものとする。
 - 3 決裁権者は、第1項の場合において、第11条を準用して技術的に最適な者を特定するものとする。

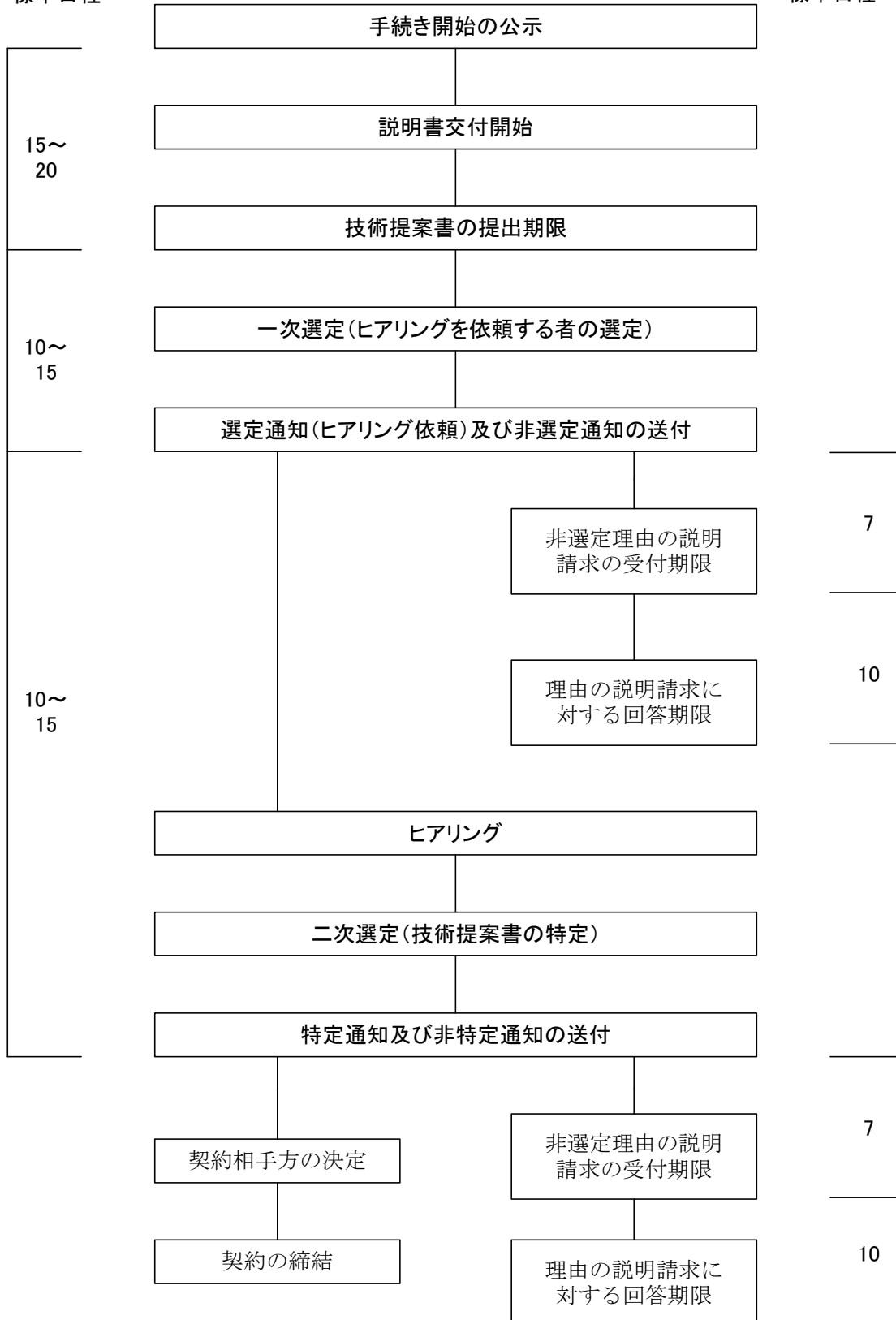
附則

この要綱は、平成23年 3月 1日から施行する。

簡易公募型プロポーザル方式フロー図

標準日程

標準日程



(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式1号

技 術 提 案 書

平成 年 月 日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
印

下記業務の技術提案に基づく選定について、参加の希望を表明するとともに、技術提案書及び参考見積書を提出します。

なお、当該業務に係る手続開始の公示で示された資格要件に該当する者であること、並びに本書及び技術資料の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名 (物品名称)

(2) 委託箇所 (物品納入場所)

(3) 履行期間 (納入期間)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

【連絡先】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

1 会社の業務経歴

(1) 会社の同種又は類似の業務実績

| | | | |
|---------------------------------|--|--|--|
| 委託業務名 (物品名称) | | | |
| 発注機関名 | | | |
| 委託箇所 (納入場所) | | | |
| 契約金額 | | | |
| 履行期間 (納入期間) | | | |
| 業務の概要 (物品の概要) | | | |
| 技術的特徴 (業務等実施にあたり特に配慮した技術的事項) | | | |
| TECRIS 登録番号 | | | |

(注) 1 会社としての実績とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)

2 実績は公示の日から過去〇年以内に完成した業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)

3 「技術的特徴(業務実施にあたり特に配慮した技術的事項)」については、公示した対象業務(物品)において求めている技術的事項を中心に記載すること。

4 同種又は類似の業務等の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

(2) 公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する業務の実績

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| 委託業務名 (物品名称) | | | |
| 発注機関名 | | | |
| 委託箇所 (納入場所) | | | |
| 契約金額 | | | |
| 履行期間 (納入期間) | | | |
| 業務の概要 (物品の概要) | | | |
| TECRIS 登録番号 | | | |

(注) 1 会社としての実績とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)

2 実績は公示の日から過去〇年以内に完成した業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)

3 公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

(業務委託関係)

様式1号の4

提出者

(3) 保有する技術職員の状況(専門分野別の技術職員の状況)

| 専門分野 | 技術職員数 | うち有資格技術職員数 |
|------|------------------|-----------------|
| | ○年以上 名 ○年未満 名 | 技術士 名 RCCM 名 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | 名 | 技術士 名 RCCM 名 |

(注) 1 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定するものとし、当該業務等に関係ない専門分野は記入しないこと。

2 実績は公示の日から過去○年以内に完成した業務を対象とする。(3~5年で適宜設定する。)

3 会社が発注する委託業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。

(業務委託関係)

様式1号の5

提出者 _____

2 管理技術者の資格等

(1) 管理技術者の氏名、資格等

| | | |
|--------------|-------------|---------|
| 氏名 | 生年月日 | 年齢 歳 |
| 現在の所属・役職名 | | |
| 資格等 (資格名) | (技術部門・選択科目) | (取得年月) |

(注) 1 管理技術者の資格については、これを証する資格者証等の写しを添付すること。

(業務委託関係)

様式1号の6

提出者名 _____

(2) 管理技術者の同種又は類似の業務実績

| | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| 委託業務名 | | | |
| 発注機関名 | | | |
| 委託箇所 | | | |
| 契約金額 | | | |
| 履行期間 | | | |
| 担当 | | | |
| 業務の概要 | | | |
| 技術的特徴 (業務実施にあたり特に配慮した技術的事項) | | | |
| TECRIS 登録番号 | | | |

- (注) 1 監理技術者としての実績とし、記載件数は〇件以内とする。(3件以内を標準とする。)
- 2 実績は公示の日から過去〇年以内に完成した業務を対象とする。(3～5年で適宜設定する。)
- 3 「技術的特徴(業務実施にあたり特に配慮した技術的事項)」については、公示した対象業務等において求めている技術的事項を中心に記載すること。
- 4 同種又は類似の業務等の実績については、これを証する契約書の写しを添付すること。
- 5 「担当」は、「管理技術者」、「担当技術者」等を記載すること。

(業務委託関係)

様式1号の7

提出者名 _____

(3) 管理技術者の手持ち業務量

| No | 委託業務名 | 発注機関名 | 契約金額 | 履行期間 | 担 当 |
|----|-------|-------|------|------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 1 「担当」は、「管理技術者」、「担当技術者」等を記載すること。

3 技術提案の内容

具体的テーマ1：

| |
|--|
| |
|--|

説 明 書

1 業務等の概要

- (1) 委託業務名 (物品の名称)
- (2) 委託箇所 (納入場所)
- (3) 業務目的 (購入目的)
(注) 原則として文章で簡潔に記述すること。
- (4) 委託業務内容 (購入内容)
(注) 予定している業務等の内容について、技術提案書を提出しようとする者が業務量を把握できるよう、検討項目、比較検討ケースの数等を的確に記載すること。
- (5) 履行期間 (納入期間) 平成 年 月 日
- (6) 予定額
- (7) 業務実施上の条件 (物品の納入条件)
(注) 貸与資料、打ち合わせ回数及びその他の技術的な留意事項等について、具体的に記載すること。
- (8) 成果品
(注) 報告書及び図面の規格、数量、提出部数等について具体的に記載すること。
- (9) その他

2 資格要件

- (7) 埼玉県の物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 20 年埼玉県告示第 1032 号) に定める資格のあるもの。
- (8) 埼玉県競争入札資格者名簿 (以下「参加資格」という。) に登録されている者であること。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
 - ④ 埼玉県流域下水道事業財務規則 (平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号) 186 条において準用する同規則第 168 条の規定により埼玉県下水道局の随意契約に参加させないこととされた者
- (10) 第 6 条の公示を行った日以降に埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要

領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (11) 第6条の公示を行った日以降に埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加指名除外措置を受けていない者であること。
- (12) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (13) 会社の実績として、公示を開始した日から過去○年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
- ① 同種の業務実績
 - ② 類似の業務実績
- (14) 管理技術者の実績として、公示を開始した日から過去○年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。
- ① 同種の業務実績
 - ② 類似の業務実績
- (15) 管理技術者が次のいずれかの資格を保有していること。
- ① 技術士（建設部門又は○○部門）
 - ② RCCM
 - ③ ○○○

3 一次選定及び二次選定基準

2つの要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

| 評価項目 | 評価事項 | 評価の視点 |
|---------------------------|-------------------------------|--|
| 1 会社の同種又は類似の業務に実績 | (ア)同種又は類似業務の内容 | (イ)当該業務等の内容に近い業務の実績があるか (ウ)業務における技術的特徴が当該業務等の実績にあたり参考となるか |
| 2 公社が発注する委託業務の実績 | (エ)公社が発注する委託業務実績の有無 | (オ)公社が発注する委託業務実績があるか |
| 3 保有する技術職員の状況 (業務委託関係) | (カ)当該業務等の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況 | (キ)有資格の職員は十分にいるか (ク)有資格職員の経験は豊富か |
| 5 管理技術者の資格 (業務委託関係) | (ケ)管理技術者が保有する資格 | (コ)当該業務等の実施に必要な専門分野の資格を有しているか |
| 7 管理技術者の同種又は類似の業務の実績 | (サ)同種又は類似業務の内容 | (シ)当該業務の内容に近い業務の実績があるか (ス)類似業務において特に配慮した |

| | | |
|----------------------------|-------------------|---|
| (業務委託関係) | | 技術的事項が、当該業務の実施にあたり参考となるか |
| 8 管理技術者の手持ち業務量 (業務委託関係) | (セ)管理技術者の手持ち業務の状況 | (ソ)当該業務を遂行するに十分な余裕があるか |
| 9 技術提案の内容 | (タ)技術提案の内容 | (チ)業務内容の理解度 (ツ)業務実施方針の妥当性 (テ)工程計画 (ト)複数テーマ間の整合性 (ナ)4の具体的テーマについて、的確性(与条件との整合性、事業難易度の考慮)、実現性(提案内容の裏付)及び独創性(高度※1の検討・解析手法、既存分野の統合化提案) |
| 10 参考見積書 | (ニ)参考見積の妥当性 | (ヌ)参考見積の内容が妥当か (ネ)参考見積額が予定額以下であるか |

※1 高度の検討・解析手法：工学的知見に基づく前例のない提案、周辺・異分野技術を応用した提案、新技術・高度の検討・解析手法の提案等

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマについて、様式1号の8により1テーマにつきA4判1枚で記入すること。なお、必要に応じ、参考資料を添付すること。

(1) ○○○

(注) 技術提案を求める業務等について、業務等全般でなく、特に技術的検討を必要とする特定のテーマを設定する。

5 窓口・問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 ○○支社 ○○担当 ○○・○○

〒000-0000 埼玉県○○市○○

電話 04○-○○○-○○○

FAX 04○-○○○-○○○

e-mail ○○○@saitama-swg.or.jp

6 手続き

- (1) 技術提案書の提出期限、提出場所及びその方法
- ① 提出期限 平成○年○月○日 午後○時まで
 - ② 提出場所 5に同じ
 - ③ 提出方法
 - ・原則として郵送とする。
 - ・ただし、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で5の担当者に確認すること。
 - ④ その他 当該業務等に係る参考見積を提出すること。
- (2) 閲覧図書、閲覧場所及びその方法
- ① 閲覧図書
 - ・○○○
 - ・○○○
 - ② 閲覧場所 5に同じ
 - ③ 閲覧方法
 - ・事前に5の担当者に予約をとること。
 - ・閲覧期間は技術提案書提出期限の前日までとし、5の担当者の勤務時間内とし、5の担当者が指定する日時とする。他のプロポーザル提案者の予約により閲覧時間が確保できない場合は、閲覧をすることができない場合がある。
 - ・閲覧において、デジタルカメラの使用は認めるが、コピー使用は認めない。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無
- (2) 一次選定結果通知及びヒアリング依頼方法
- ① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びヒアリングの依頼を書面にて通知する。
 - ② 一次選定において選定されなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を書面により通知する。
 - ③ 各通知は、FAX及び郵送により通知する。
- (3) ヒアリング予定日
- 平成 年 月 日
- (4) 二次選定結果通知方法
- ① ヒアリング後、二次選定を行い、一次選定において選定された者の中から当該業務等について技術的な最適案を特定し、技術提案書を特定した者にその旨の通知を書面にて通知する。
 - ② 一次選定において選定された者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知する。
 - ③ 各通知は、FAX及び郵送により通知する。

8 説明書に対する質問の受付期限、受付場所、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 ・平成〇年〇月〇日午後〇時まで
(注) 技術提案書の提出期限の日から起算して2日前の午後5時までに標準とし、休日等を勘案して適宜設定すること。
- (2) 受付場所 5に同じ
- (3) 受付方法 ・FAXによるものとする。
・到達したことを電話で5の担当者に確認すること。
- (4) 回答方法 ・質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ技術提案書の提出期限の日の前日の午後5時までにファックスで回答する。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及び一次選定において選定されなかった旨の通知を受けた場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、一次選定及び二次選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。

10 その他決裁権者が必要と認める事項

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係(一次選定がある場合))
様式3号

公埜下〇第 号
平成 年 月 日

様

発注〇〇長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務等について、貴社をヒアリングを依頼する者として選定しましたので通知します。

記

1 対象業務

- (4) 委託業務名(物品名称)
- (5) 委託箇所(物品納入場所)

2 ヒアリング日時及び集合場所

- (1) 日 時 平成 年 月 日() 時 分～ 時 分
- (2) 集合場所

3 ヒアリング時の注意事項

- (1) 指定された日時の〇〇分前より前に集合場所に到着することをご遠慮ください。

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式4号

公埼玉下〇第 号
平成 年 月 日

様

発注〇〇長

簡易公募型プロポーザル方式に係るヒアリングについて(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務等について、ヒアリングの日時等について通知します。

記

1 対象業務

- (6) 委託業務名 (物品名称)
- (7) 委託箇所 (物品納入場所)

2 ヒアリング日時及び集合場所

- (3) 日 時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- (4) 集合場所

3 ヒアリング時の注意事項

- (2) 指定された日時の〇〇分前より前に集合場所に到着することをご遠慮ください。

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係(一次選定がある場合))
様式5号

公埼下○第 号
平成 年 月 日

様

発注○○長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務等について、貴社はヒアリングを依頼する者として選定されなかったので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に、様式6号により、○○○○(決裁権者名を記載する)に対して非選定理由についての説明を求めることができます。

記

1 対象業務

- (1) 委託業務名(物品名称)
- (2) 委託箇所(物品納入場所)
- (3) 履行期限(納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 選定されなかった理由

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係(一次選定がある場合))
様式6号

平成 年 月 日

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果に関する説明請求について(照会)

下記業務等の一次選定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名(物品名称)

(2) 委託箇所(物品納入場所)

(3) 履行期限(納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 疑問のある箇所

4 説明を請求する理由

【連絡先】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係(一次選定がある場合))
様式7号

公埜下○第 号
平成 年 月 日

様

発注○○長

簡易公募型プロポーザル方式に係る一次選定結果に関する説明請求について(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から下記の業務等の説明請求について回答します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名(物品名称)

(2) 委託箇所(物品納入場所)

(3) 履行期限(納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 質問に対する回答

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式8号

公埼玉○第 号
平成 年 月 日

様

発注○○長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務等について、貴社の技術提案書を特定(採用)しましたので通知します。

記

1 対象業務

- (1) 委託業務名(物品名称)
- (2) 委託箇所(物品納入場所)
- (3) 履行期限(納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式9号

公埜下○第 号
平成 年 月 日

様

発注○○長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果について(通知)

技術提案書を提出いただいた下記の業務等について、貴社の技術提案書は特定(採用)されなかった
ので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条
例条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に様式10号により、○○○○(決裁
権者名を記載する)に対して非特定(不採用)理由についての説明を求めることができます。

記

1 対象業務

- (1) 委託業務名(物品名称)
- (2) 委託箇所(物品納入場所)
- (3) 履行期限(納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 特定(採用)されなかった理由

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式 10 号

平成 年 月 日

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果に関する説明請求について（照会）

下記の業務等の技術提案書の非特定（不採用）について、疑問があるので説明を請求します。

記

1 対象業務

- (1) 委託業務名（物品名称）
- (2) 委託箇所（物品納入場所）
- (3) 履行期限（納入期限）
平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 疑問のある箇所

4 説明を請求する理由

【連絡先】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail

(公益財団法人埼玉県下水道公社簡易公募型プロポーザル方式試行要綱関係)
様式 11 号

公埜下○第 号
平成 年 月 日

様

発注○○長

簡易公募型プロポーザル方式に係る二次選定結果に関する説明請求について(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から下記の業務等の説明請求について回答します。

記

1 対象業務

(1) 委託業務名 (物品名称)

(2) 委託箇所 (物品納入場所)

(3) 履行期限 (納入期限)

平成 年 月 日

2 公示日

平成 年 月 日

3 質問に対する回答

【担当】 担当者所属
担当者名
電話番号
FAX番号
e-mail